

## 令和6年(2024年) 2月【個別公表】

### 【事務処理誤り等】

#### I 福祉部 障がい福祉課

件名	障害者相談支援事業等の委託料に係る消費税の取扱いについて
公表日	令和6年2月5日(月)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● 概要 本市から社会福祉法人に委託して実施している障害者相談支援事業等について、今年度に入り、消費税の課税対象事業であることが明示されたため、委託事業者に対して、過去5年分の消費税及び延滞税等相当額の追加負担が生じた。</li><li>● 原因 これまで、国から取扱いが明確に周知されていなかった中で、当該事業は消費税非課税事業という認識で行ってきたが、今般、国において課税対象であるという取扱いが明示されたため。</li><li>● 対象期間 平成30(2018)年度～令和5(2023)年度</li><li>● 影響額(市が法人に支払う消費税額等)<ul style="list-style-type: none"><li>・消費税相当額: 73,089千円(概算)</li><li>※延滞税・加算税相当額については、各事業者が修正申告及び消費税納付後に確定するため、確定後に追加負担に対応する予定。</li></ul></li><li>● 今後の流れ<ul style="list-style-type: none"><li>・平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の過去5期分については、各受託事業者により税務署へ修正申告を行っていただき、それに伴い発生する消費税及び延滞税等の相当額について、本市が負担する。</li><li>・令和5(2023)年度については、委託契約を変更した上で、本来支払うべき消費税相当額を追加で支払う。</li></ul></li></ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"><li>● 非課税事業として扱うものについては、その根拠法令等を確認し、必要に応じて所管省庁へ照会する。</li></ul>
所管課	福祉部 障がい福祉課 電話: 0985-21-1772

## 2 財政部 国保年金課

件名	後期高齢者医療特別会計における消費税の申告漏れについて
公表日	令和6年2月13日(火)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要           <p>宮崎県後期高齢者医療広域連合の受託事業として本市が実施している後期高齢者健康診査に係る受託事業収入について、当該事業を「特別会計」の業務として行い、当該特別会計の課税売上が1,000万円を超える場合には消費税の申告を要することが明示されたことで、過去5年分の消費税の申告及び納税(延滞税等含む)を行っていないことが判明した。</p> </li> <li>● 原因           <p>特別会計において、受託事業収入が1,000万円を超えている場合は、課税事業者となり、消費税の申告を要する認識が長年不足していた。</p> </li> <li>● 対象期間           <p>平成30(2018)年度～令和4(2022)年度</p> </li> <li>● 消費税額等(概算)           <p>3,609,600円 (消費税2,820,800円、延滞税648,000円、無申告加算税140,800円) ※消費税部分については広域連合が負担する見込み</p> </li> </ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託事業収入にかかる消費税の申告や納税等について適正な事務執行を行うとともに、特別会計における事業の実施にあたっては、消費税の取扱いを含め、関係法令や通知等の確認を徹底する。</li> </ul>
所管課	財政部 国保年金課 電話：0985-21-1745

### 3 福祉部 障がい福祉課

件名	障がい者への日常生活用具給付事業における文書の誤送付について
公表日	令和6年2月27日（火）
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● 概要 宮崎市日常生活用具給付事業において、個人情報を記載した文書を本来送付すべき事業者とは別の事業者へ郵送し、1件の個人情報の漏えいが発生した。</li><li>● 漏えいした個人情報<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者（1名）の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、要配慮個人情報（障がいの種別）</li></ul></li><li>● 発生の原因<ul style="list-style-type: none"><li>・封入時の職員同士による確認不足</li></ul></li><li>● 対応状況等<ul style="list-style-type: none"><li>・文書を誤送付した事業者へ謝罪し、文書を回収した。</li><li>・対象者本人へ報告・謝罪をした。</li><li>・現在のところ、被害については報告を受けていない。</li></ul></li></ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"><li>● 発送に実際使用する宛名入り封筒を庁内決裁（回議）時において、添付し、同封筒を含め複数人による確認を行う。</li><li>● 封筒表面下段に、封入を行った職員と内容確認を行った職員のそれぞれが確認の押印を行ったものを使用し発送する。</li></ul>
所管課	福祉部 障がい福祉課 電話：0985-21-1772